



HM ネット 診療情報開示システムに関する説明書

1. 診療情報開示システムとは

診療情報開示システムとは、広島県医師会が運営するHMネットを利用し、当病院の診療情報を貴方の同意のもと他の医療機関へ開示するための仕組みです。

これにより複数医療機関による重複検査や重複投薬を回避することが可能となり、肉体的、経済的負担が軽減され、また診療の質や効率を向上させることができます。

2. 情報開示カードについて

「情報開示カード」は、当医療機関の貴方の診療情報を他の病医院の医師に、見てもらいたい場合に当医療機関で発行を受けるカードです。カードを他の病医院に提示すると、当院医療機関の診療情報が他の病医院の医師に開示されます。

3. 情報開示カードを利用するメリット

- (1) 薬剤禁忌やアレルギー情報などが共有されるため、医療の安全性が向上します。
- (2) フィルムや資料を持ち運ぶ手間が省けます。
- (3) 複数医療機関の治療方針や説明が一致するため、安心して治療を受けることができます。

4. 留意・確認事項

■開示病院から発行される「情報開示カード」を患者さん自身がHMネットに参加する情報閲覧が可能な医療機関に提出した場合、当医療機関の全ての診療科の情報が開示先医院の先生に公開される事をご了承下さい。ただし、患者さんのプライバシーが著しく侵害される恐れがあると患者さん、当医療機関医師が判断した場合は、相談の下、公開範囲のご相談を承ります。

■「情報開示カード」の有効期間は発行日より_____としていますが、延長や短縮を希望される場合は当医療機関の主治医あるいは「情報開示カード」発行担当者に申し出て下さい。また、有効期限の中途でも無効とすることができますのでその場合も申し出てください。

■「情報開示カード」を紛失された場合には、主治医あるいは発行担当者に申し出て下さい。

■「情報開示カード」は貴方ご自身が保管することを原則としますが、かかりつけの医師と貴方間で合意が得られれば、カードの複写やQRコードの複製物をかかりつけの医師に預かっていただくこともできます。ただし、これに起因し、何らかのトラブルが生じた場合には、貴方とかかりつけの医師との間で解決してください。

■診療情報開示システムは、患者さんの経済的・肉体的負担を軽減する目的、患者さんの医療安全を確保する目的、および患者さんに適切なチーム医療を施す目的以外では使用することはありません。

*患者さんの中には当医療機関で複数の診療科にかかられている方も多いと思います。

日常貴方を診療して下さるかかりつけ医の医師に、貴方に関する当医療機関の診療内容(例えば投薬内容)を不足なく知っていただくことは、貴方の健康保持や療養生活にとって非常に大切なことです。本システムへのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。